

自己資本比率について

〈国内基準行向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

当金庫の2021年3月期の自己資本比率

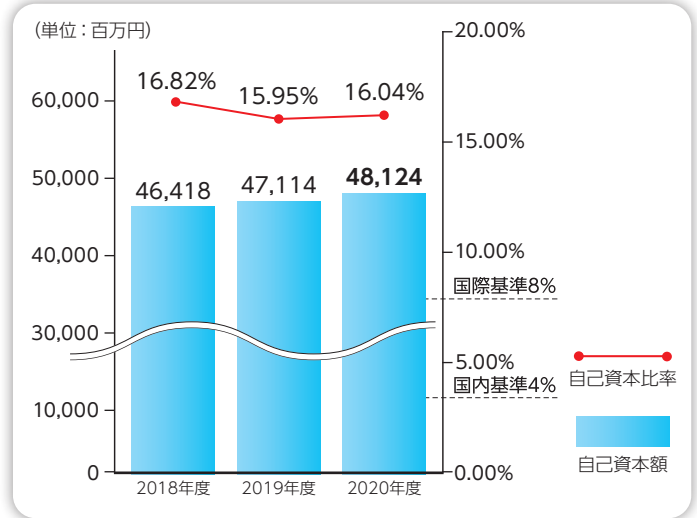
$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額} \mathbf{48,302\text{百万円}} - \text{コア資本に係る調整項目の額} \mathbf{178\text{百万円}})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} \mathbf{283,933\text{百万円}} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\% \mathbf{15,927\text{百万円}}} \times 100 = \mathbf{16.04\%}$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2020年度は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお取引先への支援を最優先に取り組み、業容拡大を図るとともに、低金利環境下での収益確保に努めました。

その結果、2020年度の自己資本比率は、自己資本の増加率がリスクアセットの増加率を上回り、前期比0.09ポイント増加の16.04%と、国内基準4%を大幅に上回る水準を保っています。

引き続き、経営の重要課題であるリスク管理に留意し健全性・安全性の確保に努めつつ、地域金融機関として地元の皆様の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいります。



金融再生法開示債権の状況

〔金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況〕

(単位:百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	2019年度	5,531	4,810	3,060	1,750		86.97	70.84
	2020年度	5,189	4,696	2,930	1,765		90.49	78.15
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2019年度	1,013	1,013	591	422		100.00	100.00
	2020年度	811	811	486	325		100.00	100.00
危険債権	2019年度	4,184	3,627	2,311	1,316		86.68	70.24
	2020年度	4,072	3,753	2,317	1,435		92.17	81.82
要管理債権	2019年度	333	170	158	12		51.13	7.07
	2020年度	306	131	126	4		42.86	2.72
正常債権	2019年度	292,316						
	2020年度	314,054						
合計	2019年度	297,847						
	2020年度	319,244						

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

